

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
  - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
  - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更 (同) 二
  - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の辞退 (同) 二
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (同) 二
  - 知事指定薬物の指定の失効 (業務課) 二
  - 道路の区域変更 (六件) (道路課) 二
  - 道路の供用開始 (五件) (同) 四
  - 建築士免許の取消し (建築宅地課) 五
  - 証紙売りさばき人の指定 (会計課) 六
- ### 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 七
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出 (同) 七
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同) 七
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (林業振興課) 七
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 七

○教育委員会定例会の開催  
八

○定期監査の結果の公表(二件)  
監査委員  
八

## 告 示

○宮城県告示第七百十号  
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和二年七月十六日次の者を指定した。

令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
伊藤 浩幸	眼 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一 地一
大友 亮	内 科 神経内科 リハビリ科	医療法人敬仁会 大友病院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
平上 健	整 形 外 科	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病院	石巻市広測字焼巻二番地
三浦 啓己	整 形 外 科	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南二百七十八 番地
伊藤 健太	内 科	医療法人社団 伊藤医院	加美町字旧館一番八十番地の二
小池 洋一	整 形 外 科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二

○宮城県告示第七百一十一号  
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新	旧
		所属医療機関の 名称	所属医療機関の 名称
		所在地	所在地

小野 省太	眼科	おの眼科クリニック	栗原市若柳字川一南堤通十九番地	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地
-------	----	-----------	-----------------	------------	-----------------

○宮城県告示第七百一十二号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。  
 令和二年九月四日

氏名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	
		新	旧
田上 佑輔	医療法人社団やま登米とやまと在宅診療所	登米市迫町佐沼字南元丁七十一番地	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地

○宮城県告示第七百一十三号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。  
 令和二年九月四日

氏名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地	
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩	富谷市成田一丁目三番一号	石巻市広瀬字焼巻二番地
安西 敦子	テリハピリオン科	医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院	医療法人啓仁会 石巻ロイヤル病院	富谷市成田一丁目三番一号	石巻市広瀬字焼巻二番地

○宮城県告示第七百一十四号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。  
 令和二年九月四日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
			宮城県知事 村 井 嘉 浩	

○四五三二〇〇九八	ほっとルーム榎木柴田郡柴田町榎木白幡二丁目四番一号	放課後等デイサービス	ほっとファーマ株式会社	令和二年九月一日
-----------	---------------------------	------------	-------------	----------

○宮城県告示第七百一十五号  
 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。  
 令和二年九月四日

- 一 失効する知事指定薬物の名称  
 化学名 ニー（二、五）ジメトキシー四ーメチルフェニル）ー二ーメトキシエタンアミン及びその塩類（通称名…BOD、β-METHOXY-2CD）
- 二 失効の理由  
 一 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため  
 三 指定の効力が失われる日  
 令和二年九月五日

○宮城県告示第七百一十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
 その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和二年九月四日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
変更に前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
後	前	一一・〇、一七・〇	一一三・一
変更に前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
後	前	八・〇、一一・〇	一一三・一

牡鹿郡女川町浦宿浜字安住一一番地先から同郡同町浦宿浜字安住三八番二地先まで

○宮城県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		四三・八 六〇・二	二四・九 四三・八	一〇八・三 一〇八・三

○宮城県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 奥松島松島公園線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
		一三・六 三三・一	二〇・二 四二・九	六八二・一 六八二・一

○宮城県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前	後	
B	A	八・六 三八・二	一四・九 一四・九	一五・一 一五・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第七二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 愛島名取線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	前	後	前	後
		九・四 二六・〇	九・四 二六・〇	三六〇・〇

同市植松字山二八八番一〇地先まで

後	九・四 二六・〇	三六〇・〇
---	-------------	-------

○宮城県告示第七百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東和薄衣線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の区間 登米市東和町錦織字水溜八番地先から 同市東和町錦織字内ノ目二〇番二地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	一〇・七 一八・六	三五・二
	後	九・一 二三・〇	一、一七九・六

○宮城県告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字安住二番地先から 同郡同町浦宿浜字安住三八番二地先まで	令和二年九月四日

○宮城県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字須崎浜七番四地先から 同市渡波字須崎浜七番三地先まで	令和二年九月八日 午後三時

○宮城県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市野蒜字南余景六八番二五八地先から 同市野蒜字下沼七六番一地先まで	令和二年 九月三十日 午後三時

○宮城県告示第七百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜一九二番地先から 同郡同町野々浜字大道一〇番三地先まで	令和二年九月四日

○宮城県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町高白浜字崎山三五番二地先から同郡同町高白浜字崎山一六番二地先まで	令和二年九月十一日午前九時

○宮城県告示第七百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和二年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消の理由
令和二年八月二十七日	高橋 正則	二級建築士	第三千九百号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
令和二年八月二十七日	菅野 久江	二級建築士	第一万三千六百九十七号	建築士法第九条第一項第一号に該当するため
令和二年八月二十七日	伊勢 昭四	二級建築士	第四千四百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	永澤 昭	二級建築士	第五百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	清野 亀巳	二級建築士	第五千五百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	千葉 己一	二級建築士	第三千二百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	水戸 春吉	二級建築士	第三千十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	塩沼 久	二級建築士	第二千五百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和二年八月二十七日	小野寺 良	二級建築士	第十二百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	齋藤 健吉	二級建築士	第四百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	菅原 菊夫	二級建築士	第一万二百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	石川 繁男	二級建築士	第七千四百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	鈴木 邦彰	二級建築士	第七百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐藤 四郎	二級建築士	第七千四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	松元 一郎	二級建築士	第四千二百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	三浦 久夫	二級建築士	第五千四百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	氏家 友治	二級建築士	第六百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐藤 榮	二級建築士	第六百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	依田 吉雄	二級建築士	第一万六百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	五十嵐 伸	二級建築士	第六千五百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	成田 久	二級建築士	第三千九百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	遊佐 六之助	二級建築士	第二千七百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	四十物 國	二級建築士	第六千四百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	加賀 藤吉	二級建築士	第四千九百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	高橋 信治	二級建築士	第二千七百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	熊谷 昭二	二級建築士	第二千七百二二二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	伊藤 倅次	二級建築士	第九百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	高橋 昭男	二級建築士	第五千八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和二年八月二十七日	菅原 富治	二級建築士	第千六百七十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	林 正則	二級建築士	第千六百七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	鈴木 俊介	二級建築士	第千六百六十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐藤 明夫	二級建築士	第四千七十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	太田 米夫	二級建築士	第二千九百九十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐藤 祐吉	二級建築士	第五千二百四十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	阿部 實	二級建築士	第四千六百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	阿部 衛	二級建築士	第三千五百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐藤 義	二級建築士	第千二百七十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	遠山 謙一	二級建築士	第八千八百十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	青木 久保	二級建築士	第五千三百十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	赤木 俊雄	二級建築士	第五千六百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	千葉 博	二級建築士	第四千三百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	関 愛樹	二級建築士	第四千九百四十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	治 佐々木 敏	二級建築士	第八百四十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	新沼 政志	二級建築士	第千四百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐々木 覺	二級建築士	第千八百三十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	星 力	二級建築士	第千八百四十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	阿部 昭太	二級建築士	第四千八百二十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	村山 光雄	二級建築士	第四千五百五十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

公 告

株式会社勝英自動車学校	代表者	売りさばき場所	指定年月日
吉村 武司		柴田郡柴田町大字本船迫字塚田十七 仙南自動車学院	令和二年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百二十八号  
 証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五條第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。  
 令和二年九月四日

令和二年八月二十七日	佐藤 收	二級建築士	第千九百五十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	津々木 志	二級建築士	第七千八百八十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	榛沢 清男	二級建築士	第三千四百八十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	菊地 昌三	二級建築士	第千八百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	佐藤 輝夫	二級建築士	第四千七百五十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	真島 恒三	二級建築士	第千八百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	須田 益夫	二級建築士	第五千六百四十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	庄子 正志	二級建築士	第五千四百二十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	真野 順吉	二級建築士	第三千八百四十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	大橋 春夫	二級建築士	第七千八百八十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	平 芳夫	二級建築士	第三千五百七十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
令和二年八月二十七日	仙石 昭永	二級建築士	第六千五百五十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町十四ー一	令和二年八月一日
共創未来気仙沼中央薬局	気仙沼市田谷十一ー十二	令和二年八月一日
さくら薬局名取店	名取市杜せきのした五丁目三ー一	令和二年八月一日
おやま薬局2号店	岩沼市桜二丁目四ー一ー一	令和二年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	名 称	所 在 地
変更後	プラス調剤薬局七ヶ浜店	宮城県七ヶ浜町境山一丁目二百九ー十二
	プラス調剤薬局七ヶ浜店	宮城県七ヶ浜町境山一丁目十三ー三十

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞退年月日
古川調剤薬局駅南店	調剤	大崎市古川駅南二丁目十六	令和二年五月三十一日
岩出山調剤薬局	調剤	大崎市岩出山浦小路十六ー六	平成二十六年七月三十一日
医療法人寶樹会仙塩総合病院	整形外科	多賀城市桜木二丁目一ー一	令和二年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度宮城県森林情報管理システムクラウド化業務 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部林業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
  - 三 契約の相手方を決定した日 令和二年八月二十四日
  - 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社パスコ仙台支店 仙台市宮城野区名掛二〇五番地の一
  - 五 契約金額三千四百九十四万七千円
  - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
- 令和二年九月四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 土壌・作物体総合分析装置ほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年八月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社星理科学器械 宮城県仙台市青葉区大町二

- 丁目十一―十四
- 五 落札金額 三千二百八十万円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年六月二十六日

### 教育委員会

#### ○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年九月四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日 時 令和二年九月八日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 職員の仕事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二―二二二―三六一一)

### 監査委員

#### ○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査

基準第2条第1項第1号の規定により令和2年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和2年9月4日

宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	大 田 稔 郎
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加里

#### 1 監査実施機関及び監査実施日

##### 監査実施機関

監査実施日

##### ○総務部

地方機関

消防学校

6月11日

##### ○環境生活部

地方機関

食肉衛生検査所

4月10日

##### ○経済観光商工部

地方機関

石巻高等技術専門校

4月10日

宮城県障害者職業能力開発校

4月10日

##### ○教育庁

地方機関

支援学校岩沼高等学園

4月14日

石巻支援学校

4月10日

古川高等学校

6月29日

視覚支援学校

6月30日

迫支援学校

6月15日

白石高等学校

6月30日

白石工業高等学校

6月30日

大河原教育事務所

6月5日

名取高等学校

6月11日

石巻高等学校

6月11日

報 告 書

<p>石巻北高等学校 仙台向山高等学校 仙台西高等学校 小牛田農林高等学校 工業高等学校 宮城第一高等学校 警察本部 地方機関 佐沼警察署 2 監査結果</p> <p>令和元年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性、及び有効性に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲内においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に処理されているものと認められました。なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>(1) 宮城第一高等学校 負担金において、二重払が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容) 平成31年度全国高等学校教頭・副校長会の会費について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 9,000円</p> <p>(2) 石巻北高等学校 報酬及び賞金において、返納手続の遅延、返納額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。</p> <p>(内容) 1 非常勤講師の報酬について、返納手続の遅延及び返納額の誤りがあったもの。 ・件数 5件 ・金額 121,010円 2 緊急学校支援員の賞金について、通勤手当相当額を支給定日に支給しなかったもの。</p>	<p>・件数 2件 ・支給定日 令和元年7月10日 ・支給日 令和元年8月8日 ○宮城県監査委員告示第19号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和2年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。 令和2年9月4日</p> <p>1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関 ○総務部 本庁 秘書課 人事課・行政管理室 行政経営推進課 職員厚生課 県政情報・文書課 私学・公益法人課 広報課 財政課 税務課・地方税徴収対策室 市町村課（選挙管理委員会事務局を含む） 管財課 危機対策課 消防課 ○震災復興・企画部 本庁</p> <p>宮城県監査委員 本 木 忠 一 宮城県監査委員 太 田 稔 郎 宮城県監査委員 石 森 建 二 宮城県監査委員 成 田 由 加里 監査実施日</p>
--	---

報 告 書

震災復興・企画総務課	8月4日	本庁
オリンピック・パラリンピック大会推進課	8月4日	経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室
震災復興推進課	8月4日	新産業振興課
震災復興政策課	8月4日	産業立地推進課・自動車産業振興室
地域復興支援課	8月4日	商工金融課・中小企業支援室
総合交通対策課	8月4日	産業人材対策課
統計課	8月4日	雇用対策課
情報政策課	8月4日	観光課
○環境生活部		国際企画課
本庁		アジアプロモーション課
環境生活総務課	7月28日	○農政部
環境政策課・再生可能エネルギー室	7月28日	本庁
環境対策課	7月28日	農政総務課・農業政策室
原子力安全対策課	7月28日	食産業振興課
自然保護課	7月28日	農山漁村なりわい課
食と暮らしの安全推進課	7月28日	農業振興課
循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室	7月28日	みやぎ米推進課・園芸振興室
消費生活・文化課	7月28日	畜産課
共同参画社会推進課	7月28日	農村振興課
○保健福祉部		○水産林政部
本庁		本庁
保健福祉総務課・震災援護室	7月28日	水産林政総務課・水産林業政策室
社会福祉課	7月28日	水産業振興課(宮城海区漁業調整委員会事務局, 内水面漁場管理委員会事務局を含む)・
医療政策課・医療人材対策室	7月28日	全国豊かな海づくり大会推進室
長寿社会政策課	7月28日	水産業基盤整備課・漁港復興推進室
健康推進課・疾病・感染症対策室	7月28日	林業振興課
子ども・家庭支援課・子育て社会推進室	7月28日	森林整備課
障害福祉課	7月28日	○土木部
薬務課	7月28日	本庁
国保医療課	7月28日	土木総務課
○経済商工観光部		事業管理課



旅費、需用費、負担金及び労働保険料において、支払、精算及び返納の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

1 需用費、旅費及び労働保険料について、支払遅延があったもの。

・件数 4件

・金額 119,173円

2 負担金について、精算及び返納遅延があったもの。

・件数 1件

・金額 3,000円

(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済を解消する取り組みについて評価するものの、なお、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 37,623,954円

過年度分 689,233,379円

合 計 726,857,333円

・平成30年度収入未済額

現年度分 26,171,075円

過年度分 663,891,304円

合 計 690,062,379円

(5) 長寿社会政策課

法定受託事務である国庫補助金の支出事務において、未払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

市町村から提出された補助金の請求書について、担当者不在等により支出処理が行われないうまま、未払となったもの。

・件数 1件

・金額 7,379,000円

(6) 子ども・家庭支援課・子育て社会推進室

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等、児童保護費、児童扶養手当給付費返還金及びさわらび学園費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

・令和元年度収入未済額

現年度分 6,165,251円

過年度分 62,953,845円

合 計 69,119,096円

・平成30年度収入未済額

現年度分 8,327,774円

過年度分 71,168,128円

合 計 79,495,902円

2 児童保護費

・令和元年度収入未済額

現年度分 2,628,710円

過年度分 14,127,328円

合 計 16,756,038円

・平成30年度収入未済額

現年度分 2,883,068円

過年度分 1,301,068円

合 計 15,893,748円

3 児童扶養手当給付費返還金

・令和元年度収入未済額

現年度分 167,440円

過年度分 14,070,420円

合 計 14,237,860円

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,295,370円

過年度分 13,729,660円

合 計 15,025,030円

4 さわらび学園費

<p>・令和元年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>222,800円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>332,800円</td> </tr> </table> <p>・平成30年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>389,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>389,000円</td> </tr> </table> <p>(7) 障害福祉課・精神保健推進室 報酬、報償費、旅費、需用費及び委託料において、引き続き支払遅延が認められたので今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 報酬、報償費、旅費及び需用費について、60日以上支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 11件</li> <li>・金額 778,960円</li> </ul> <p>2 委託料について、3か月以上の支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・金額 3,757,600円</li> </ul> <p>(8) 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室 広告掲載収入及び違約金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>県印刷物の広告掲載収入について、督促及び違約金の徴収を行っていなかったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・広告掲載料 100,000円</li> <li>・違約金額 421円</li> </ul> <p>(9) 新産業振興課 延滞金（情報通信関連企業立地促進奨励金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度収入未済額</li> </ul>	現年度分	110,000円	過年度分	222,800円	合 計	332,800円	現年度分	0円	過年度分	389,000円	合 計	389,000円	<table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>11,945,606円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,945,606円</td> </tr> </table> <p>(10) 国際企画課 受託事業収入において、測定遺漏が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>企業局から受託したみやぎ産業交流センター西館及び仙台国際ビジネスサポートセンターに係る平成31年度計画更新及び修繕工事の費用について、覚書に基づき負担額の測定を行っていなかったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> <li>・金額 3,057,000円</li> </ul> <p>(11) 森林整備課 補助金の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 森林病害虫防除事業及び温暖化防止森林づくり推進事業について、一部の交付先に対し事業完了後に遡及して交付決定を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 18件</li> </ul> <p>2 森林病害虫防除事業について、一部の交付先に対し事業完了後に交付決定を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> </ul> <p>3 温暖化防止森林づくり推進事業について、令和元年11月11日に実績報告書の提出があったにもかかわらず、令和2年3月4日に額の確定を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 1件</li> </ul> <p>(12) 住宅課 県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 県営住宅使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度収入未済額</li> <li>現年度分 18,316,075円</li> </ul>	現年度分	11,945,606円	過年度分	0円	合 計	11,945,606円
現年度分	110,000円																		
過年度分	222,800円																		
合 計	332,800円																		
現年度分	0円																		
過年度分	389,000円																		
合 計	389,000円																		
現年度分	11,945,606円																		
過年度分	0円																		
合 計	11,945,606円																		

<p>過年度分 22,071,119円 合 計 40,387,194円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,071,270円 過年度分 23,057,109円 合 計 39,128,379円</p> <p>2 特定公共賃貸住宅使用料</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 325,500円 過年度分 0円 合 計 325,500円</p> <p>3 県営住宅駐車場使用料</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,859,700円 過年度分 1,423,650円 合 計 3,283,350円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,553,350円 過年度分 1,409,200円 合 計 2,962,550円</p> <p>(13) 会計課・会計指導検査室</p> <p>法定受託事務である国庫補助金の支出事務において、未払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村から提出された補助金の請求書を見落とし、未払となったもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 36,409,000円</p> <p>(14) 福利課</p> <p>予算執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p>	<p>教職員の退職手当所要額の見込み違いにより、予算が不足し最終補正予算成立後に他課から多額の予算流用を行ったもの。</p> <p>・最終予算額 12,540,000,000円 ・退職手当所要額 12,671,093,016円 ・予算不足額 131,093,016円 ・予算流用額 131,093,016円</p> <p>(15) 高校教育課・宮城丸</p> <p>高等学校等育英奨学金貸付金償還金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 高等学校等育英奨学金貸付金償還金</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 88,029,273円 過年度分 253,272,894円 合 計 341,302,167円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 96,062,797円 過年度分 221,435,025円 合 計 317,497,822円</p> <p>2 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 128,000円 過年度分 755,000円 合 計 883,000円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 983,000円 合 計 983,000円</p> <p>(16) スポーツ健康課</p> <p>指定管理者の選定において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p>
---	--

(内容)  
宮城県長沼ボート場及び宮城県ライフル射撃場の指定管理者を選定する際に、納税義務等の確認を充分に行わないまま選定していたもの。

現年度分 182,200円  
過年度分 507,500円  
合 計 689,700円

(17) 警察本部  
損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

1 損害賠償金

・令和元年度収入未済額  
現年度分 3,080,000円  
過年度分 25,293,734円  
合 計 28,373,734円

・平成30年度収入未済額

現年度分 4,890,240円  
過年度分 20,565,494円  
合 計 25,455,734円

2 放置違反金

・令和元年度収入未済額  
現年度分 2,207,500円  
過年度分 3,086,000円  
合 計 5,293,500円

・平成30年度収入未済額

現年度分 2,532,000円  
過年度分 3,224,000円  
合 計 5,756,000円

3 延滞金 (放置違反金に係る延滞金)

・令和元年度収入未済額  
現年度分 163,300円  
過年度分 468,300円  
合 計 631,600円

・平成30年度収入未済額